

先生各位

特定疾患治療管理料 算定留意事項改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。
このたび、平成25年6月14日付、「保医発0614第3号」厚生労働省保険局医療課長発
通知にて、特定疾患治療管理料の算定留意事項が改正され、平成25年6月14日より対象
疾患が追加されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

●算定の対象疾患が追加された医学管理料

医学管理名	管理料	区 分
特定薬剤治療管理料 (タクロリムス水和物)	470点	区分番号「B001」 特定疾患治療管理料の2

B001特定疾患治療管理料の2「特定薬剤治療管理料」の(1)の「シ」を下記のように改める。

新	旧
シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、 <u>潰瘍性大腸炎又は間質性肺炎（多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。）</u> の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの。	シ 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎又は潰瘍性大腸炎の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの。

< 注 > 下線部が対象疾患として追加されました。